

福井県丹南広域組合職員の職務に専念する義務の特例を定める規則

平成2年10月1日
規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成2年福井県丹南広域組合条例第9号)第2条第3号の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員の職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 前条の特例は、次に掲げる場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条第11項の規定により、地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合
- (2) 不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。